

藤沢市勤労者教育資金利子補助要綱

制定 平成 16.3.18 告示第 345 号

改正 平成 23.4.1

改正 平成 26. 11.1

改正 平成 28.4.1

改正 平成 29.11.1

改正 令和 2.12.1 告示第 257 号

改正 令和 4.4.1

改正 令和 4.10.18 告示第 235 号

改正 令和 7.4.1

(目的)

第1条 市長は、勤労者の子育てを支援するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、市内に居住する勤労者がその子に係る教育資金の融資を受けた場合に当該教育資金に係る利子の一部を、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び高等学校に相当する外国の学校を含む。)、大学(これに相当する外国の大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校(以下これらを「教育機関」と総称する。)に在学し、又は入学する子を有するこの市に居住する勤労者のうち、神奈川県内に存する中央労働金庫(様式を除き、以下「労金」という。)の支店から当該子の教育資金として貸付金を借り入れている勤労者(やむを得ない事由により補助期間中に失職し、求職活動を行っている者で、その旨の申立てを行った者を含む。)とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

(1) 第6条の規定による申請を行う日においてこの市に納付すべき市税を滞納している者

(2) 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象額)

第3条 補助の対象となる利子の額(以下「補助対象額」という。)は、補助対象者がその子1人のために1教育機関に在学させ、又は入学させるに当たり労金から借り入れた額のうち200万円までの額(当該借入額が200万円を超えない場合にあっては、当該借入額)に係る利子の額とする。

(補助金額)

第4条 各会計年度において交付する補助金の額は、補助対象者が当該年度の始まり

の日の属する年の1月から12月までの期間（以下「計算期間」という。）において支払った補助対象額を2で除して得た額以内とする。ただし、一会計年度につき2万円（当該会計年度に係る計算期間中、補助の対象となる利子を支払わなかった月があるときは、2万円を12で除した金額に当該月数を乗じて得た額を2万円から控除した額）を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間は、補助の対象となる利子の支払いを開始した日の属する月から当該借入金に係る子が入学し、又は在学する教育機関の修業年限が満了する日の属する月（当該子が修業年限が満了する日より前に教育機関を退学した場合は、当該退学の日属する月）までとする。ただし、4年を超えることはできない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、子の入学前に、当該入学に係る教育資金を借り入れ、当該借入金に係る利子の支払いを開始した場合の補助の対象となる期間は、当該利子の支払いを開始した日の属する月から起算して修業年限を経過した日の属する月までとする。

（補助の申請手続）

第6条 補助を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める日までに、勤労者教育資金利子補助申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) この市の区域内に居住することを証する書類（住民票の写し）
- (2) 教育機関が発行した補助の対象となる子が入学し、又は在学することを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書及び書類が提出されたときは、速やかにその内容を審査してその適否を決定し、その結果を勤労者教育資金利子補助決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付手続）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、市長が別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該請求書が提出された日から30日以内に補助金を当該請求者に交付するものとする。

（状況調査等）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者又は現に補助

金の交付を受けている者に対し、その子の修業の状況等についての報告を求め、又は実地にその状況を調査することができる。

(補助決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その者に対する補助の決定を取り消すとともに、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者としての要件を欠くこととなったとき。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行し、同年1月1日以後に労金との間において締結された融資契約に基づき融資を受けた教育資金から適用する。

附 則 (平成21年藤沢市告示第313号)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度に交付する補助金の額の算出については、この告示による改正後の藤沢市勤労者教育資金利子補助要綱第4条第1項中「1月」とあるのは「4月」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、同年1月1日以降に支払った利子について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- (検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年藤沢市告示第257号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年告示第235号）

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。